

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 協賛イベント募集要綱

(趣旨)

第1条 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、ねんりんピック彩の国さいたま 2026（以下「大会」という。）の開催に向け、大会の多彩な展開を図るとともに、より多くの方に大会に参加していただけるよう、大会の開催趣旨に賛同する市町村、関係機関・団体及び民間企業等（以下「実施団体」という。）が実施する事業を「ねんりんピック彩の国さいたま 2026 協賛イベント（以下「協賛イベント」という。）」として広く募集する。

(要件)

第2条 協賛イベントは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) イベントの内容が、全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日付厚生省発政第22号）の7(2)に規定する健康、福祉・生きがいに関連するもの、又は、その他大会の趣旨に沿うもので、目的・内容が明確にされているもの。
- (2) 実施団体が主体となって実施するもの。ただし、実施団体の所在地は問わない。
- (3) 埼玉県内において実施するもの。
- (4) 令和8年1月1日から令和8年11月10日（大会最終日）までに実施するもの。
- (5) 単に実施団体の親睦を目的とするものではなく、公益性を有するもの。
- (6) 営利や資金集めを目的としないもの。
- (7) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる恐れがないもの。
- (8) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがないもの。
- (9) 特定の政治、宗教、思想の活動を内容としないもの。
- (10) その他実行委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの。

(申請及び承認)

第3条 実施団体は、協賛イベントの実施について承認を受けようとする場合には、あらかじめ「ねんりんピック彩の国さいたま 2026 協賛イベント承認申請書（様式第1号）」を、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その審査結果を「ねんりんピック彩の国さいたま 2026 協賛イベント（変更・中止）承認通知書（様式第2号）」又は「ねんりんピック彩の国さいたま 2026 協賛イベント不承認通知書（様式第3号）」により通知するものとする。

(募集期間)

第4条 協賛イベントの募集期間については、令和7年6月1日から令和8年7月31日までとする。ただし、大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内での実施を希望する場合の募集期間は、令和7年6月1日から令和7年11月30日までとする。

(計画内容の変更等)

第5条 実施団体は、協賛イベントの計画内容の変更又は中止等をしようとするときは、速やかに「ねんりんピック彩の国さいたま2026協賛イベント変更(中止)承認申請書(様式第4号)」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項を承認する場合には、第3条第2項の規定を準用する。

(特典)

第6条 協賛イベントには、次の特典を付与する。

- (1) 実行委員会の公式ホームページや広報物等へのイベント名・実施団体名等の掲載。
- (2) 大会マスコット「コバトン&さいたまっち」のイラスト、規定書体(大会ロゴ)及びシンボルマーク等の利用。ただし、取扱いに当たっては、別に定める「ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴ等使用要綱」及び「デザインガイドマニュアル」を遵守すること。
- (3) 実行委員会の後援名義の使用。
- (4) 大会広報物品の提供及びのぼり旗の貸出。ただし、取扱いに当たっては、別に定める「ねんりんピック彩の国さいたま2026広報物品貸出等要領」を遵守すること。
- (5) その他会長が特に認めるもの。

(経費等)

第7条 協賛イベントの実施に係る経費は、実施団体の負担とする。また、協賛イベントの実施運営に係る一切の事項については、実施団体の責任でこれを処理するものとする。ただし、大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内で実施する協賛イベントの看板等共通仮設物については、実行委員会の負担とする。

(名称の明示)

第8条 実施団体は、実施するイベント名称については、協賛イベントであることを明確にするため、「ねんりんピック彩の国さいたま2026協賛イベント」をイベント名称の前後いずれかに明示するものとする。

（実績報告書）

第9条 実施団体は、協賛イベントの実施が完了したときは「ねんりんピック彩の国さいたま2026協賛イベント実績報告書（様式第5号）」（以下「実績報告書」という。）を、原則実施完了後1カ月以内に、会長に提出しなければならない。

2 提出された実績報告書については、実行委員会が発行するねんりんピック彩の国さいたま2026の公式大会報告書作成に活用できるものとする。

（協議）

第10条 協賛イベントの実施に当たり、疑義のある場合やこの要綱に定めのない事項については、実行委員会と実施団体が協議の上、決定することとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。